



# 自家発電入門 38

## 自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いについて

今月号（2月号）は自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の規制について解説します。

Q1

自家発電設備を設置する場合における消防法の燃料の貯蔵・取扱いに関する規制を教えてください。

A1

液体燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の危険物規制では、危険性が法律で規制する必要があるレベルとなる量を「指定数量」とし、危険物の規制に関する政令第1条の11により、その量を定めています。

このうち、自家発電設備の燃料として使用される第4類（引火性液体）の指定数量は、第1石油類（ガソリン等）200L、第2石油類（灯油、軽油等）1,000L、第3石油類（重油等）2,000L、第4石油類（ギヤ油、シリンダー油等）6,000Lとなります。

Q2

消防法上、指定数量はどのようなものとして扱われているのでしょうか。

A2

消防法の危険物規制は、指定数量を基準として、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合は法（消防法）により、指定数量未満の場合は市町村の条例により行うこととされています。

この規制の概要を図1に示します。

Q3

指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合は、危険物施設（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所）としての許可が必要とされますが、その許可要件について教えてください。

A3

消防法第11条第2項では、危険物施設の設置（変更）の許可申請に対して、市町村長等は次の2つの要件を満たしている場合、許可を与えなければなら

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

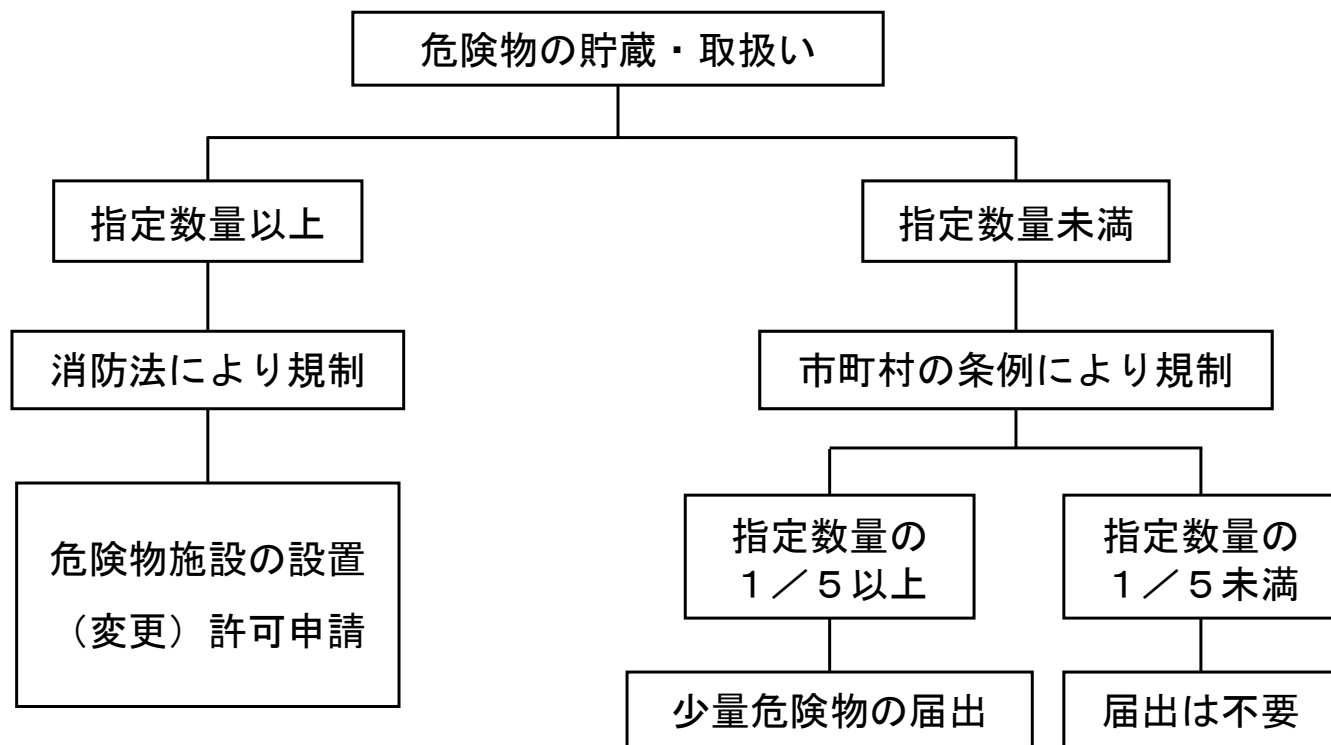


図1 危険物の貯蔵・取扱い規制の概要

ないと定めています。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備が、危険物施設の区分ごとに政令で定める技術上の基準に適合していること。
- イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いが、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

## (1) 設置(変更)許可申請

設置(変更)工事を行う前に、設置(変更)しようとする危険物施設の計画について、必要書類を添えて市町村長等の審査を受けるために行う。

## (2) 完成検査申請

設置(変更)工事完了後に、危険物施設が計画どおり設置(変更)されているかどうか、市町村長等の検査を受けるために行う。  
危険物施設について、設置(変更)許可申請から使用開始までの手続きのフローを図2に示します。

**Q4** この許可の申請手続きについて教えてください。

**A4** 許可申請の手続きは、次のとおり設置(変更)許可申請と完成検査申請の2つに大別することができます。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。